

# 違反対象物の公表制度が始まります！

岳南広域消防組合(中野市、山ノ内町)では、平成31年4月1日火災予防条例の改正を行い、令和2年4月1日から重大違反対象物の公表制度を開始します。

この制度は、消防法令に関する重大な違反のある建物(防火対象物)の情報を公表することにより、利用する方が自ら建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断することで、火災による被害の軽減を図るものです。

重大な消防法令違反があります

# 危険性を 確認しましょう

違反対象物  
公表制度

こんど飲み会やるお店…  
大丈夫かな???



自動火災報知設備が  
**未設置!?**



ネットで調べてみよう!

# 違反対象物公表制度の概要

※公表する内容等は地域により異なりますので、詳細はお近くの消防署等にお問い合わせください。

## 公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物<sup>\*</sup>です。

<sup>\*</sup>消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

消防法施行令別表第一(抜粋)

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(3)	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4)		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等

(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(16)	イ	複合用途防火対象物((1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの)
		(16の2) 地下街
		(16の3) 準地下街



飲食店



宿泊施設



診療所

## 公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



## 公表する内容

防火対象物の名称

防火対象物の住所



公表の対象となる違反  
(例：自動火災報知設備未設置)

各市町村又は消防本部のホームページで公表します。

## 公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果の通知

公表する旨を通知

公表

立入検査結果の通知から一定期間を経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合

## 公表後の流れ

是正指導

警告

設備設置命令  
(行政処分)

使用停止命令  
(行政処分)

告発

### 命令に従わなかった場合



#### 設備設置命令違反

命令に違反して消防用設備等を設置しなかった者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

#### 使用停止命令違反

命令に違反して防火対象物の使用を停止しなかった者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。

ご不明な点は下記へお問合せ下さい。

岳南広域消防組合	消防本部予防係	住所：中野市大字江部1324-2	TEL：0269-23-0119
	中野消防署予防係	中野市大字江部1324-2	0269-22-3386
	山ノ内消防署予防係	山ノ内町大字平穏4106-11	0269-33-3119
	豊田消防署予防係	中野市大字豊津2483-1	0269-38-2355